

令和7年度加古川市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制して個体数を減少させ、猫のふん尿による被害等の削減を図り、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的として、飼い主のいない猫に不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせる市民に対し、予算の範囲内において加古川市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金交付規則（昭和61年規則第30号）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に生息する飼い主のいない猫に、市が指定する獣医師（以下「指定獣医師」という。）による手術を受けさせる者
- (2) 手術を受けさせて、猫にマイクロチップを装着させる者
- (3) 手術を受けさせた猫を室内で終生飼養する者。ただし、やむを得ない理由により室内で終生飼養することができない場合は、飼養しようとする地域の同意を得たうえで適正飼養しようとする者
- (4) 同一会計年度内にこの要綱に基づく助成金の交付の決定を受けていない者

(助成対象費用)

第3条 この要綱に基づく助成金の対象となる費用は、飼い主のいない猫の手術に要する費用とする。ただし、同一会計年度内に助成対象者1人につき5匹までとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、手術に要した費用の額が当該各号に定める額に満たないときは、当該手術に要した費用の額とする。

- (1) 不妊手術の場合 1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術の場合 1匹につき5,000円

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、飼い主のいない猫に手術を受けさせる前に飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）を、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、飼い主のいない猫不妊・去勢

手術費交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（手術の実施等）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、速やかに飼い主のいない猫に手術を受けさせなければならない。

- 2 前項の規定により手術を受けさせた交付決定者は、次条に規定する完了書に手術を実施した旨の証明を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、飼い主のいない猫に手術を受けさせたときは、当該手術の完了日から30日以内又は、令和8年3月31日までのいずれか早い日までに飼い主のいない猫不妊・去勢手術完了書（様式第3号）（以下「完了書」という。）に領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による完了書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき助成金の額を決定し、その旨を飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により通知した助成金の額と前項の規定により決定した助成金の額が同額の場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の額を確定した後において、助成金の交付決定者に交付するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、速やかに飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定者が、事情により申請を取り下げるときは、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。